

# 【離婚届】日本人と外国籍者がオランダの方式によって裁判離婚した場合

## 〈必要書類〉

必要通数

〈記入例〉

## 離婚届

受 理 令 和 年 月 日  
第 号

送 付 令 和 年 月 日  
第 号

公 館 印

郵送で届出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。  
在オランダ日本国 大使 殿 総領事

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通 知

(1) 氏 名 夫 妻  
氏 名 ヤンセン テオマリア がいむ はなこ  
氏 名 外務 花子  
氏 名 外務 花子

生 年 月 日 夫 妻  
1975年 4月 1日 昭和50年 8月 5日

住 居 地 夫 妻  
オランダ王国ハーグ市 トピアスアッセルラーン5番地 母 マウリツツカーデ1番地 母

世帯主の氏名 ヤンセン、テオマリアヨハネス 世帯主の氏名 外務 花子

(2) 本 籍 夫 妻  
東京都世田谷区代田橋二丁目2番地 母 外務 花子 (夫の国籍 オランダ王国)

夫または妻が外国人のときはその国籍

父 母 の 続 き 氏 名 夫 妻  
父 ヤンセン、ウィレムヤンペーター 父 外務 一郎  
母 ファンダイク、ヘレマリアカタリナ 母 長 男 母 公子 二女

判 決 日 で なく、 離婚 確 定 日 を ご 記 入 ください。

離婚の種別 協議離婚 調停 和解 請求の認諾 判決 年 月 日 成立 日 認諾 日 確定

婚姻前の氏にもどる者の本籍 夫は もとの戸籍にもどる 妻は 新しい戸籍をつくる

未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 パラ幸子、ウィリアム和男 妻が親権を行う子 パラ幸子、ウィリアム和男

別居する前の住所 平成25年 1月 から 令和6年 3月 まで (同居を始めたとき)

(8) 別居する前の住所 オランダ王国ハーグ市トピアスアッセルラーン5番地 母

別居する前の世帯のおもな仕事 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(10) 夫 妻 の 職 業  
夫の職業 事務職 妻の職業 無職

その他  

- 令和6年8月1日、ハーグ地方裁判所にて離婚判決
- 令和6年9月30日、オランダ王国の方式により離婚成立。
- 判決謄本及びハーグ市役所発行の婚姻登録抄本及び同和訳文を添付。

届 出 人 夫 妻  
名 押 印 外務 花子 印

届出人の連絡先及び電話番号 070- 346 9544 consul@hg.mofa.go.jp

## (1) 離婚届出書

2通

届出書は大使館領事窓口にごさいますが、[こちら](#)からダウンロードすることもできます。署名以外の部分は、パソコン等により入力・印刷したもので使用可能ですが、必ずA3用紙に印刷してください。ご自身でA3用紙に印刷できない場合は、郵送で届出用紙を請求してください。

## (2) 裁判所発行の判決謄本の真正な写し(Afschrift echtscheidingsbeschikking)

1通

「Afschrift echtscheidingsbeschikking」は裁判が行われた裁判所にて請求することが可能ですのでご用意ください。また、未成年の子がいる場合、親権に関する決定を証明する文書の原本(「Ouderschapsplan」等)が追加が必要となります。

## (3) (2)の抜粋和訳文

2通

当館作成の**ひな型・記入見本**をご使用いただけます。パソコン等により入力・印刷したもので結構です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。

## (4) オランダの市役所発行のインターナショナル版の婚姻登録抄本

1通

複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版「Uittreksel uit de huwelijksakte」をご用意ください。当該抄本が発行されない場合は、オランダ語版婚姻登録抄本(「Uittreksel uit de huwelijksakte」)、又は判決登録抄本(「Akte van Inschrijving van Rechterlijke Uitspraak」)をご用意ください。いずれの場合も離婚確定日の記載がされている必要があります。

## (5) (4)の和訳文

2通

複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版「Uittreksel uit de huwelijksakte」の和訳には、当館作成の**ひな型・記入見本**をご使用いただけます。その他の抄本を提出される場合でも、当館のひな型をご利用いただける場合がありますので、予めご相談ください。パソコン等により入力・印刷したもので結構です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。

## (6) 確認書

2通

[こちら](#)からダウンロードできます。

## (7) 日本国籍者の日本旅券(郵送の場合は写し)

1通

## (8) 遅延理由書(離婚確定日より3か月を超えた届出の場合のみ)

2通

当館の**ひな型**をご使用いただけます。

## (注意事項)

- 届出書に記載のある「記入の注意」も参照ください。
- 本籍地等の確認のため、古いものや写しでも構いませんので、戸籍謄本をご用意されることをお勧めします。
- 届出書右側の「証人」部分は記入不要です。
- 外国籍者氏名のファーストネームとミドルネームの間にハイフン(一)等の記号は使用せず、戸籍通りの表記でご記入ください。
- 「印」部分への押印は必要ありません。任意の押印は可能です。
- 署名欄には戸籍通りに楷書で自署してください。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 郵送での届出の場合、判決謄本返送のための書留郵便送料をご負担いただきます。詳細は届出後に当方より別途ご連絡を申し上げます。